

藤沢市家庭的保育事業の認可に係る審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業（以下「家庭的保育事業」という。）について、法及び藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、認可の申請にあたっての必要な基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

(経済的基礎)

第2条 法第34条の15第3項第1号に規定する経済的基礎とは、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 家庭的保育事業を行う事業所（以下「家庭的保育事業所」という。）の物件について、本人若しくは親族が所有権を有していること又は賃借物件の場合にあつては、賃借料の1月分に相当する資金を普通預金及び当座預金等により有していること。
- (2) 前号で定めるもののほか、当該事業の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金及び当座預金等により有していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き中の事業者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き中の事業者でないこと。

2 前項に定めるもののほか、当該認可を受ける主体（以下「申請主体」という。）が家庭的保育事業以外の事業を行っている場合は、直近の会計年度において、当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

(社会的信望)

第3条 法第34条の15第3項第2号に規定する社会的信望とは、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団等と関係がないこと。
- (2) 税金（法人税、消費税、地方消費税、都道府県税、市町村税等）を滞納していないこと。
- (3) 申請主体の管理又は運営する他の保育施設又は保育事業において、過去に児童の死亡事故又はそれに準じる重大な事故を起こしていないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、申請主体の資質及び社会的信用の面から適切な業務運営が期待できないことが示される行為を行っていないこと。

(社会福祉事業に関する知識又は経験)

第4条 法第34条の15第3項第3号に規定する社会福祉事業に関する知識又は経験とは、第1号及び第2号のいずれにも該当すること又は第3号に該当すること。

- (1) 実務を担当する幹部職員が、保育所等（保育所、保育所以外の児童福祉施設、

- 認定こども園，幼稚園，家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業をいう。第10条第3項において同じ。）において2年以上勤務した経験を有する者，若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者，又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
- (2) 社会福祉事業について知識経験を有する者，保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業の運営に関し，設置者の相談に応じ，又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
- (3) 経営者に，保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

(非常災害対策)

第5条 条例第7条第1項に規定する非常災害に対する具体的計画は，同項に規定する訓練その他非常災害時における家庭的保育事業の対応について定めるものとする。

(職員の知識及び技能の向上等)

第6条 条例第9条第2項の規定による研修の機会の確保は，職員に対する研修の実施時期，その内容等に関する計画を作成することにより行うものとする。

(食育の計画)

第7条 条例第15条第5項に規定する食育は，児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針を踏まえ作成する計画に基づき実施されなければならない。

(苦情への対応)

第8条 条例第21条第1項に規定する必要な措置は，次に掲げる事項に関する規程等を整備することにより行うものとする。

- (1) 苦情受付担当，苦情解決責任者その他苦情解決体制
 - (2) 苦情解決のための手続き
 - (3) 前2号に係る利用乳幼児の保護者及び事業所職員等に対する周知方法
- 2 苦情の公正な解決を図るため，苦情解決に当たっては，その事業所の職員以外の者（以下「第三者委員」という。）を関与させるものとする。
- 3 前項に規定する第三者委員の設置形態，要件その他基準は，「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年雇児発第575号厚生省児童家庭局長通知）の定めに従っていること。

(設備の基準)

第9条 条例第22条に規定する設備については，次の基準に適合していること。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋は，建築物の内法面積から固定された備品等の面積を控除して算定したもの（以下「有効面積」という。）が，面積基準を満たしていること。なお，これらの部屋を複数有する場合の有効面積は，各部屋の実面積を合計して差し支えないものとする。
- (2) 屋外遊戯場が当該事業所の付近にある代替地であった場合は，次のいずれにも該当すること。

ア 屋外遊戯場の面積基準を満たしていること。

イ 屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、家庭的保育事業所から代替地までの距離が乳幼児同伴においても徒歩10分程度であり、その移動に当たって安全対策が講じられていること。

ウ 当該公園、広場、寺社境内等の所有権等を有するものが、地方公共団体又は公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体等、事業所による安定的、かつ、継続的な使用が確保されると認められるものであること。

(職員)

第10条 条例第23条第1号に規定する調理業務の全部を委託する場合については、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)の2から6に準じられていること。

2 条例第23条第1項に規定する家庭的保育者及び調理員については、毎月検便を実施すること。

3 条例第23条第2項に規定する家庭的保育者については、保育士資格、保健師資格又は看護師資格を有し、かつ、当該事業所に常時従事し、運営管理の業務に専従できる者であること。

4 条例第23条第2項に規定する保育士と同等以上の知識及び経験については、保育所等又は病院等(医療法(昭和23年法律第205号)第6条の3第1項に規定する病院等をいう。)において乳幼児の保育又は看護に2年以上従事した経験を有すること。

(保育の内容等)

第11条 条例第25条の規定に基づく保育の提供に当たっては、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 計画の作成

ア 保育課程及び指導計画

イ 利用乳幼児の健康増進に関する保健計画

ウ 保育に従事する者及び家庭的保育事業所の自己評価の実施に関する計画

(2) 休業日 原則として、土曜、日曜、祝日及び12月29日から1月3日までとする。なお、休業日以外の日に休業する場合は、事前に利用者に対して十分な説明を行い、理解を得なければならない。

(保護者との連絡)

第12条 条例第26条に規定する保護者との連絡は、その方法及び頻度等が利用者との契約等において定められていなければならない。

(建築基準法への適合)

第13条 事業を実施する事業所は、建築基準法第7条各号の規定を遵守していること及び昭和56年6月1日に施行された建築基準法における耐震基準を満たしていること。ただし、平成27年4月1日以前からすでに市の委託を受けて家庭的保育事業を実施している事業所においては、この限りではない。

附 則

- 1 この審査基準は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1号及び第10条第4項に規定する経験年数については、平成26年度に本市からの委託を受けて家庭的保育事業を行う者に限り、「2年」とあるのは「1年」とする。

附 則

この審査基準は平成28年11月1日から施行する。